

第3章

計画の推進

男女共同参画社会の形成を図るためには、本計画の具体的施策に記載した、社会のあらゆる分野における広範かつ多岐にわたる取組を、県、市町村、県民、事業者、民間団体がそれぞれの立場から主体的に取り組んでいくとともに、互いに連携・協力しながら推進していくことが必要です。

また、職業生活における女性の活躍推進の取組に当たっては、地域の実情に応じた取組を進めるため様々な主体による連携・協働が必要であり、県には、その推進役としての役割が求められています。

1 総合的な推進体制及び機能の充実

男女共同参画に関する施策を総合的・効果的に推進するため必要な推進体制及び機能の充実を図り、計画的にその遂行を図ります。

- (1) 施策を総合的に推進するため、全庁的な推進体制を充実します。
- (2) 男女平等の視点を踏まえた施策展開を推進するための職員研修を充実します。
- (3) 男女共同参画推進のための活動拠点として県女性センター機能を充実します。
- (4) 性別による差別的取扱いや男女平等社会の形成を阻害する行為に対する相談の申出及び県の施策に関する苦情の申出制度を周知します。

2 計画の進行管理と調査・情報収集

計画が、目標の達成に向けて、有効かつ効率的に推進されるよう、計画の進行管理を実施し、公表するとともに、調査や情報収集を行い、県民に提供します。

- (1) 計画の進行管理を適切に実施し、公表します。
- (2) 男女別等統計（ジェンダー統計）の充実に努めるとともに、調査や情報収集を行い、県民に積極的に提供します。

3 市町村や国の関係機関との連携

県内各地で男女共同参画に関する取組が進むよう、情報共有に努めるなど市町村や国の関係機関との連携を図っていきます。

- (1) 市町村における推進体制の整備と計画の策定を促進します。
- (2) 市町村支援を充実します。

国などからの情報や資料の提供、研修の機会の提供、県内市町村の状況についての情報提供などの支援を行うとともに、連携した取組の実施など、市町村の主体性を尊重しながら各種施策の推進に協力していきます。

- (3) 国の関係機関と情報共有や意見交換を行い、連携して施策を実施します。

4 県民、事業者、NPO、NGO等各種団体との連携・協働

県内各地での男女共同参画への取組が行われるよう、県民や事業所、NPO、NGO等各種団体の活動を支援するとともに、連携・協働を進めます。

- (1) 県民等の取組を促進します。
- (2) 県民や事業者、NPO、NGO等各種団体等のネットワークを形成します。
- (3) 県民や事業者、NPO、NGO等各種団体等との連携・協働による啓発活動を実施します。

【全庁的な推進体制】

男女平等推進施策調整会議

〔設置目的〕

男女平等社会の形成に関する県の施策を総合的に推進するために設置

〔所掌事務〕

- 1 男女平等社会の形成に関する基本的な方針の検討及び施策の総合的な推進に関する事
- 2 男女平等社会の形成に関する施策の推進に関し関係部局間の調整に関する事
- 3 その他男女平等社会の形成に関する施策の推進に関し、必要と認められる事

〔構成〕

